札幌市告示第 848 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 8 年 2 月 24 日

札幌市長　秋元　克広

記

1　契約担当部局

〒062-8570　札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1　下水道河川局庁舎 3 階

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課契約担当　（電話　011 - 818 - 3413）

メールアドレス　gesui-keieikikaku-keiyaku@city.sapporo.jp

2　入札に付する事項

⑴　調達件名

厚別山本地区建設発生土一時堆積場管理業務

⑵　調達案件の仕様及び履行場所

入札説明書による。

⑶　履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 月 25 日まで

⑷　入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3　入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

⑵　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

⑶　本市の競争入札参加資格について、次のいずれにも該当する者であること。

ア　令和 7 ・ 8 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「工事」、中分類「土木」又は「下水道」に登録されている者であり、かつ、その等級区分が「Ａ１」、「Ａ２」又は「Ｂ」のいずれかであること。

イ　本店所在地が「市内」であること。

⑷　次に掲げる業務又は工事のいずれかについて、元請としての履行又は施工実績があること。ただし、当該実績は、平成 22 年 4 月 1 日以降に業務が完了している、又は工事が完成し、引渡しが済んでいるもの（共同企業体により履行した業務又は施工した工事を含む。）であること。

ア　厚別山本地区建設発生土一時堆積場管理業務

イ　札幌市工事等分類コード表に示す「72 土木」又は「73 下水道」に該当する工事

⑸　札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

⑹　事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

⑺　入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア　資本関係

(ｱ) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。(ｲ)において同じ。）と親会

社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(ｲ)において同じ。）の関係にある場合

(ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

(ｱ) 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第 11 号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第 15 号に規定する社外取締役

(d) 会社法第 348 条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第 575 条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合の理事

e　その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(ｲ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第2項又は会社更生法第 67 条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(ｳ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑻　札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア　役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4　入札手続等

⑴　入札書の提出期限

令和8年3月9日(月)　16時00分（必着とする。）

⑵　開札の日時及び場所

令和8年3月11日(水)　9時40分

札幌市下水道河川局庁舎　1階入札室（住所は上記1に同じ）

⑶　入札書の提出方法
　送付又は持参により提出すること。
⑷　入札書の提出場所
　上記１（持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎３階　事務室窓口で提出すること。）
⑸　入札保証金
　免除する。
⑹　入札の無効
　本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年９月 10 日管財部長決裁）第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

5　落札者の決定方法
⑴　落札者の決定
　札幌市契約規則第７条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記⑵の審査を行い、その結果、入札参加資格を有すると確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
⑵　入札参加資格の審査
　落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査する（事後審査方式）。
　落札候補者は入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（札幌市の休日を定める条例（平成２年６月 15 日条例第 23 号）に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。
　なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
⑶　入札参加資格を有しなかった者の取扱い
　上記⑵の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記⑵の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

6　契約締結
⑴　契約書作成の要否
　要する。
⑵　契約保証金
　契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後(５日後が休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
　ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

7　その他
⑴　契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
　上記１に同じ。
　また、契約条項及び入札説明書は下水道河川局のホームページからダウンロードできる。
⑵　詳細は入札説明書による。